

令和5年度

さいたま市創エネ・蓄エネ設備導入補助金



事業者・団体の太陽光発電設備、蓄電池システム
設置に係る補助事業です。

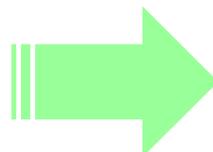


創エネ
太陽光発電設備

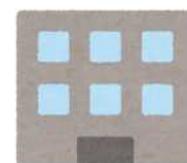


蓄エネ
蓄電池システム

導入



事業者・団体が
所有又は日常的に
使用する事業所※



※さいたま市内に所在し、居宅を兼ねないものに限りです。

●補助対象となる事業者・団体

中小企業事業者、一般財団法人、一般社団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、自治会（原則、法人格を有するもの）

●補助金額

1件につき、上限60万円（予算額 420万円）

●受付期間

交付申請書：令和5年6月1日（木）～令和6年2月29日（木）

実績報告書：交付決定通知日～令和6年3月21日（木）

※交付申請書の受付は先着順です。

※予算の範囲を超えた時点で、受付を終了します。

裏面もご覧ください



補助対象設備

①太陽光発電設備 ※ 発電される電力が当該事業所で使用されることなどの要件があります。

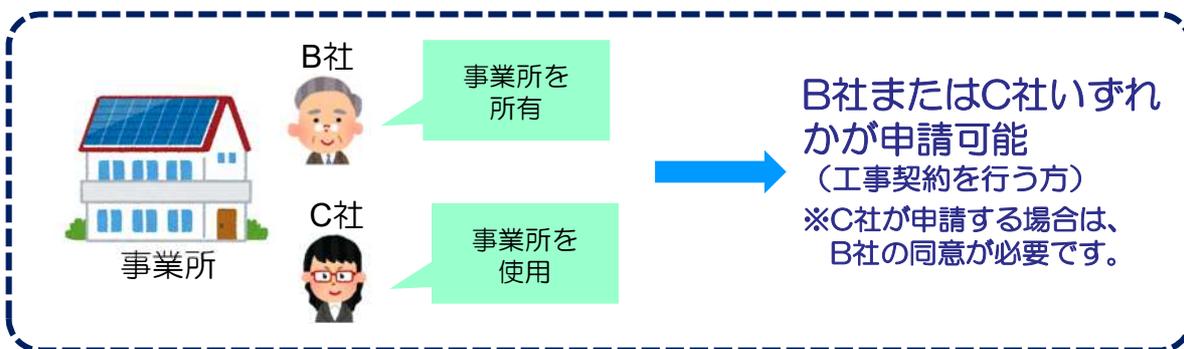
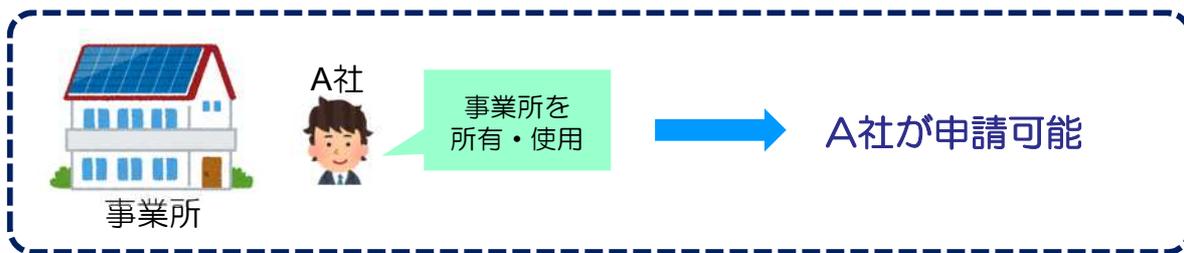
②蓄電池システム ※ リチウムイオン蓄電池を搭載することなどの要件があります。
※ 既に太陽光発電設備が設置されている事業所の場合は、蓄電池システム
のみの申請が可能です。

補助対象事業

※ 事業期間（令和5年3月16日～令和6年3月15日）内に工事及び支払いが全て完了する事業
が対象です。

①事業者・団体が、自ら所有又は日常的に使用している事業所に、補助 対象設備を設置する事業

※ 他に事業所の所有者がある場合は、すべての所有者から同意がとれている場合に限り
ます。



②0円ソーラー事業者が、補助対象設備を設置する事業

※ 0円ソーラー事業者とは、事業者・団体の初期費用なしで、太陽光発電設備及び蓄電池システムを設置するサービス（リース又は電力販売）を提供する事業者のことをいいます。

※ サービス期間が補助対象設備設置から5年以上であること、補助金の全額を事業者・団体に還元することなどの要件があります。

詳しくはWEBで！

さいたま市 創エネ・蓄エネ

検索

〈受付・お問い合わせ〉

さいたま市環境局環境共生部

脱炭素社会推進課

TEL 048-829-1316 FAX 048-829-1991

E-mail datsutansoshakai-suishin@city.saitama.lg.jp